



埼玉県医療提供施設 光熱費等高騰対策支援金

申請の
ご案内

埼玉県では光熱費等高騰の影響を受けた医療提供施設に対し支援金を交付します。

申請期間

令和5年2月1日(水)から令和5年2月28日(火)まで



交付金額

- 病院、有床診療所、分娩取扱助産所 1床当たり **4万5千円**
- 無床診療所（歯科を含む）、保険調剤薬局 1施設当たり **4万円**
- 施術所（あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復）.. 1施設当たり **2万円**

申請方法

電子申請 又は 郵送申請

- 交付要件等の詳細については埼玉県ホームページをご覧ください。

埼玉県医療提供施設光熱費等高騰対策支援金

検索



主な交付要件

- 令和4年11月1日現在において、医療法等に基づく開設許可又は届出を行っている、埼玉県内に医療提供施設施設を有する事業者であること。
- 交付申請日時点において、事業を実施しており、**今後も事業継続の意思があること。**



お問い合わせ

埼玉県医療提供施設光熱費等高騰対策支援金コールセンター

TEL **050-1744-3126**

受付時間

平日 : 9時00分～21時00分

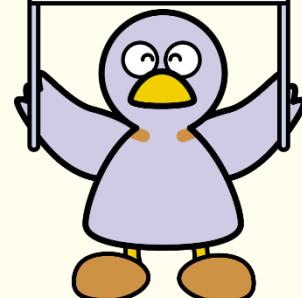
土日祝 : 9時00分～18時00分

【ホームページ】 <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/r4bukkakoutousien.html>



よくあるお問い合わせ

Q&A



Q1 申請の方法を教えてください。

A1 全ての対象施設に、申請のご案内を郵送しました。案内を御確認の上、申請をしてください。

Q2 申請に必要な書類を教えてください。

以下の3点です。

A2 ①支援金申請書兼請求書(様式第1号)
②対象施設一覧(様式第2号) ※2施設以上有する場合
③支援金振込先の口座情報が分かる書類
(預金通帳の場合は見開きページの写し等)

Q3 メールやFAXで申請することはできますか？

A3 申請は電子申請または郵送でのみ受け付けています。なお、郵送の場合はレターパック等の郵便物が追跡できる方法で提出してください。

Q4 休業中でも支援金はもらえますか？

A4 令和4年11月1日時点で保健所等に休止届を提出している施設は対象となりません。また、申請時に休止中の施設も対象になりません。

Q5 同一の建物で、施術所を2つ開設しています。どのように申請すればよいですか？

A5 施設(待合室、診察室、施術室等)を共用する場合、1つの施設として扱います。どちらか1施設で申請をしてください。